

Google Adsense 稅務情報入力

個人

Googleが正しく源泉徴収を行うために、すべてのクリエイターはGoogleに対し  
税務情報を提出する必要があります。

(例)

日本のクリエイターがYouTubeから得た収益が\$1,000だったとします。  
収益合計\$1,000のうち、米国の視聴者から得た収益は\$100でした。

	状況	結果
シナリオ1	税務情報を提出しない	源泉徴収額:\$240 ( $=\$1,000 \times 24\%$ ) 租税情報を提供するまでは、全世界における総収益の24%がGoogleによって差し引かれる。
シナリオ2	税務情報を提出し、 租税条約による優遇措置を 申請	源泉徴収額:\$0 ( $=\$100 \times 0\%$ ) 日本と米国の間では租税条約が結ばれており、税率が米国の視聴者から得た収益の0%に軽減されるため。
シナリオ3	税務情報を提出したが、 租税条約による優遇措置を 受けられない	源泉徴収額:\$30 ( $=\$100 \times 30\%$ ) 租税条約が結ばれていない場合の税率は米国の視聴者から得た収益の30%になるため。

ホーム

広告

サイト

プライバシーとメッセージ

ブロックのコントロール

レポート

最適化

ポリシーセンター

お支払い

● お支払い情報

● 適格性の確認

アカウント

フィードバック

収益

合計金額が ¥8,000 以上（お支払い基準額）の場合に、毎月支払いが行われます

¥617



📅 前回の支払い日は 2019年10月21日、支払い額は ¥8,154 です。

ご利用履歴

2022年4月1日～10日	¥617
2022年3月1日～31日	¥617
2022年2月1日～28日	¥616

ご利用履歴を表示する

お受け取り方法



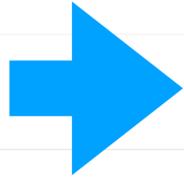
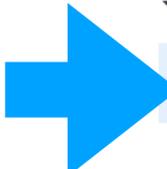
お支払い方法の管理

設定

Google AdSense



設定を管理する



- ホーム
- 広告
- サイト
- プライバシーとメッセージ
- ブロックのコントロール
- レポート
- 最適化
- ポリシーセンター
- お支払い
  - お支払い情報
  - 適格性の確認
- アカウント
- フィードバック

住所 2 行目

氏名

電話番号

アメリカ合衆国の税務情報

税務情報の管理

言語設定  
日本語

キャンセル

保存

お支払い担当者

+ 新しい連絡先を追加

メインの連絡先  
お支払いに関するすべてのメール

自分

ホーム

広告

サイト

プライバシーとメッセージ

ブロックのコントロール

レポート

最適化

ポリシーセンター

お支払い

お支払い情報

適格性の確認

アカウント

フィードバック

お支払いアカウント  
AdSense (日本)

お支払い > 設定 > 税務情報の管理 > 米国の税務情報

### ← 米国の税務情報

適切な税務書類を表示するため、まずいくつかの質問にお答えください。IRS（米国の税務当局）の要件により、税務情報は英字（a~z）または数字を使用して申告する必要があります。アクセント記号付き文字を使用する場合は、記号を含まない文字に置き換えてください（ñ は n に、á は a に置き換えるなど）。[詳細](#)

口座の種類は何ですか？ ⓘ

- 個人
- 非個人 / 事業体

米国民であるか、米国に居住していますか？

- はい
- いいえ

#### W-8 納税申告用紙タイプを選択

以前に選択した回答により、W-8 フォームが必要です。

- W-8BEN:** 米国外の個人が最もよく使用するフォームです。また、租税条約の恩典を申し立てる際にも使用します
- W-8ECI:** 米国の取引または事業に関連する所得がある米国外の事業体または個人が、米国の所得税申告書を提出する際に最もよく使用するフォームです

[戻る](#)

[W-8BEN フォームの記入を開始する](#)

- ホーム
- 広告
- サイト
- プライバシーとメッセージ
- ブロックのコントロール
- レポート
- 最適化
- ポリシーセンター

お支払い

お支払い情報

適格性の確認

アカウント

フィードバック

### W-8BEN 納税フォーム

この情報が税務書類と完全に一致していること、フォームがこの法人の正式な代表者によって署名されていることを確認してください。

#### 1 納税者番号

個人名

[Redacted]

税務書類に記載されている個人名

不要

オプション

市民権のある国 / 地域

日本

#### 納税者番号

納税者番号 (TIN) は、IRS が発行し、一部の税務書類で記載する必要がある税処理番号です。租税条約の適用を受ける場合は、外国の TIN または米国の TIN のいずれかを提供していただく必要があります。 [TIN の詳細](#)

外国の TIN

マイナンバー12桁記入

オプション

不要

オプション

次へ

12桁のマイナンバー (個人番号)  
(ここで言う「外国の」は、「外国以外の」の意味ですので、日本のマイナンバーを記入してください)

ホーム

広告

サイト

プライバシーとメッセージ

ブロックのコントロール

レポート

最適化

ポリシーセンター

お支払い

● お支払い情報

● 適格性の確認

アカウント

フィードバック

定住所

定住所が私書箱であるか「様方、気付」である場合は、追加書類を提出していただく必要があります。私書箱とは、郵便局に物理的に設置され、固有の番号などの住所を特定できる情報を持つ、ロック可能な箱のことです。

お住まいの国や地域  
日本

郵便番号  
記入

都道府県

市区郡  
記入

住所  
記入

建物名や部屋番号など（省略可）  
記入

送付先住所は定住所と同じである

戻る

次へ

ホーム

広告

サイト

プライバシーとメッセージ

ブロックのコントロール

レポート

最適化

ポリシーセンター

お支払い

お支払い情報

適格性の確認

アカウント

フィードバック

日本

### 3 租税条約

日本と米国は租税条約を締結しています。 [租税条約の詳細](#)

租税条約下で源泉徴収に適用される軽減税率の請求を行っていますか？

いいえ

- 米国の税法では、「米国の源泉」所得とみなされるお支払いには30%の源泉徴収税が課される場合があります
- この税金は、該当する租税条約の適用を受けることができる受取人に対しては、減額または免除になる場合があります

はい

米国との租税条約の適用のある国 / 地域の居住者

国/地域  
日本

特別な料率や条件

米国内で得られた所得の種類によっては、源泉徴収が免除されたり、軽減税率が適用されたりする場合があります。これらの軽減税率や免税は、相手国や所得の種類によって異なります。

あなたに該当するものをすべて選択してください。Google のプロダクトから得る予定のある今後の所得の種類の承認を申請できます。

サービス (AdSense など)

条項と段落  
第7条第1項

源泉徴収率  
0% (軽減税率)

- ホーム
- 広告
- サイト
- プライバシーとメッセージ
- ブロックのコントロール
- レポート
- 最適化
- ポリシーセンター
- お支払い
  - お支払い情報
  - 適格性の確認
- アカウント
- フィードバック

条項と段落: 第7条第1項 | 源泉徴収率: 0% (軽減税率)

条約の規定を満たしている理由 (Yamamoto Takuya) :

納税者番号 セクションに記された国 / 地域に居住する納税者として、納税者番号 セクションに記された個人は、条約の必要条件を満たし、米国内には恒久的施設を所有せず、米国内の固定拠点から米国内で個人事業主としてサービスを行っていません。また、ロイヤリティが支払われる権利または財産が、恒久的施設または固定拠点と実質的に関連していることもありません



映画、テレビのロイヤリティ (特定の YouTube 映画、番組、Play パートナーなど)

条項と段落: 第12条第1項 | 源泉徴収率: 0% (軽減税率)



条約の規定を満たしている理由 (Yamamoto Takuya) :

納税者番号 セクションに記された国 / 地域に居住する納税者として、納税者番号 セクションに記された個人は、条約の必要条件を満たし、米国内には恒久的施設を所有しおらず、また、ロイヤリティが支払われる権利または財産が、恒久的施設または固定拠点と実質的に関連していることもありません



その他の著作権のロイヤリティ (Play や YouTube パートナー プログラムなど)

条項と段落: 第12条第1項 | 源泉徴収率: 0% (軽減税率)



条約の規定を満たしている理由 (Yamamoto Takuya) :

納税者番号 セクションに記された国 / 地域に居住する納税者として、納税者番号 セクションに記された個人は、条約の必要条件を満たし、米国内には恒久的施設を所有しおらず、また、ロイヤリティが支払われる権利または財産が、恒久的施設または固定拠点と実質的に関連していることもありません



ホーム

広告

サイト

プライバシーとメッセージ

ブロックのコントロール

レポート

最適化

ポリシーセンター

お支払い

お支払い情報

適格性の確認

アカウント

フィードバック

租税条約の国 / 地域: 日本
所得タイプ: サービス
条項と段落: 第 7 条第 1 項
源泉徴収率: 0% (軽減税率)
所得タイプ: 映画とテレビ番組のロイヤリティ
条項と段落: 第 12 条第 1 項
源泉徴収率: 0% (軽減税率)
所得タイプ: その他の著作権作品のロイヤリティ
条項と段落: 第 12 条第 1 項
源泉徴収率: 0% (軽減税率)

4 書類のプレビュー

提供された情報に基づいて作成される書類をここで確認できます。複数の所得タイプを選択した場合は、2 種類以上の税務フォームが作成されます。IRS (米国の税務当局) の規定に従い、書類は英語で作成されます。

税務フォーム

- フォーム W-8BEN: 映画とテレビ番組.pdf
フォーム W-8BEN: その他の著作権作品.pdf
フォーム W-8BEN: サービス.pdf
フォーム W-8BEN: 租税条約の適用なし.pdf



作成された税務書類を確認したうえで、私が知る限り、その内容が真実で正しく、完全であることを誓約します。

戻る

次へ



5 納税証明

6 米国内で行っている活動とサービス、および宣誓供述書

7 税金に関するレポート

フォーム W-8BEN: 租税条約の適用なし



ホーム

広告

サイト

プライバシーとメッセージ

ブロックのコントロール

レポート

最適化

ポリシーセンター

お支払い

お支払い情報

適格性の確認

アカウント

フィードバック

フォーム W-8BEN: 租税条約の適用なし.pdf

### 5 納税証明

偽証した場合偽証罪で罰せられるという条件の下、私はこのフォームの情報を調査し、私が知る限り、その内容が真実で正しく、完全であることを誓約します。また、同じ条件の下、次を表明します。

- 私は、このフォームが関連するすべての所得の個人受益者です（または、その個人受益者の代理として署名する権限を持っています）。または、**CHAPTER 4** の目的で自己を記録するためにこのフォームを使用しています。
- このフォームの納税者番号のセクションに記載されている人物は、米国居住者ではありません。
- このフォームに関連する所得は、次のいずれかです。(a) 米国内での取引または事業活動に実質的に関連していない、(b) 実質的に関連しているが、該当する租税条約の下では課税対象ではない、(c) パートナーシップによる実質関連所得のうちパートナーの分配シェア。
- このフォームの納税者番号のセクションに記載されている人物は、このフォームの租税条約のセクションに記載されている条約の国 / 地域（記載されている場合）の居住者です。ここで、租税条約とは、米国と上記条約の国 / 地域との間の所得税に関する条約を指すものとします。
- ブローカー取引やバーター取引の場合、受益者は課税を免除された外国人です。

さらに、私は、私が受益者となる所得を管理、受領、保管する源泉徴収義務者、または私が受益者となる所得の分配や支払いを行うことができる源泉徴収義務者にこのフォームが提供されることを承諾します。

署名

署名欄に記された人物はご自身ですか？

- はい、私は署名欄に記された人物本人であり、自分自身のためにこのフォームに記入しています
- いいえ、私は署名欄に記された人物の代理で署名しています（代理人、弁護士、委任代理人、執行者、後見人、保護者、委任状など）

戸籍上の姓名

受益者（または受益者の代わりに署名する権限を持つ個人）による署名

戻る

### 6 米国内で行っている活動とサービス、および宣誓供述書

### 7 税金に関するレポート

ホーム

広告

サイト

プライバシーとメッセージ

ブロックのコントロール

レポート

最適化

ポリシーセンター

お支払い

お支払い情報

適格性の確認

アカウント

フィードバック

証明者: [赤いマスク]

### 6 米国内で行っている活動とサービス、および宣誓供述書

#### 米国内で行っている活動とサービス ⓘ

米国における活動とサービスとは、米国内でのサービスの提供のことを指します。サービスを提供するために米国内で従業員を雇用している場合や米国内で設備を使用している場合もこれに該当します。なお、米国居住者が米国内からウェブサイトにアクセスしたり、動画を視聴したりすることは、通常、米国における活動とサービスには含まれません。

納税者番号 セクションに記載されている個人または事業体は、これまでに米国内で Google を対象にした活動やサービスを行ったことがありますか？

はい

いいえ

私は、Google またはその関係会社に提供するサービスが米国外でのみ実施されること、およびかかるサービスを提供するために使用する労働力または資本（設備やその他の工具を含む）が物理的に米国の国外に配置されることを保証します。

#### 税務上の地位の変更に関する宣誓供述書 ⓘ

税務情報を提出するのは、お支払いを受け取ったことがない新規または既存のお支払いプロフィールですか？それとも過去にお支払いを受け取ったことがある既存のお支払いプロフィールですか？

お支払いを受け取ったことがない新規または既存のお支払いプロフィールの税務情報を提出します

過去にお支払いを受け取ったことがある既存のお支払いプロフィールの税務情報を提出します

偽証した場合偽証罪で罰せられるという条件の下、私は、ここに記載されている情報および証明書が、2020年1月1日から現在まで変わっておらず（以下に記載されている場合を除く）、当該期間においてその内容が真実で正しく、完全であることを誓約します。なんらかの変更があった場合は、ここにその詳細と、その変更が行われた日付を記述してください。

オプション

戻る

次へ

過去にお支払いを受け取ったことがない新規の方は「はい」  
過去にお支払いを受け取ったことがある方はいいえを選択してください

ホーム

広告

サイト

プライバシーとメッセージ

ブロックのコントロール

レポート

最適化

ポリシーセンター

お支払い

お支払い情報

適格性の確認

アカウント

フィードバック

納税証明

証明者: [赤いマスク]

米国内で行っている活動とサービス、および宣誓供述書

納税者番号 セクションに記載されている個人は、これまでに米国内で Google を対象にした活動やサービスを行ったことがありますか。いいえ  
これまで米国内で Google を対象にした活動やサービスを行ったことがないことを保証しますか。はい  
新しいアカウントですか、それとも以前に開設したアカウントですか。過去にお支払いを受け取ったことがある既存のお支払いプロファイルの税務  
情報を提出します  
提供した情報や証明書に一切の変更がないことを表明しますか。はい

税金に関するレポート

米国の税務書類の配布に関する設定 (1099K、1099-MISC などのフォーム)

Google は、年度末の税務フォーム (フォーム 1099) をお客様と Internal Revenue Service (IRS) に送信する場合があります。これは、提出した税務  
フォームの種類、個人と法人のいずれであるか、前年 (税務年度) の Google からの支払い額、予備源泉徴収の対象であるかどうか、源泉徴収を受け  
たかどうかによって異なります。

ペーパーレスを選択する (推奨)

税務書類を郵送ではなく、電子的に受け取ることができます。ペーパーレスにすると個人情報の保護に役立ちます。

ペーパーレスでの配布に関する同意

ペーパーレスでの配布に対する同意は、このアカウントにのみ適用されます。ペーパーレスでの配布に同意しない場合、確定申告の必要書類は紙媒体で郵送サービスにより提供されます。

電子的に送信されるこれらの書類には、必要に応じてフォーム 1099 および / またはフォーム 1042-S が含まれる場合がありますが、これらに限定されるものではありません。これらの書類は少なくとも 4 年間は pay.google.com で確認できます。一部の書類は、お客様の電子配信の設定にかかわらず、引き続き郵送される場合があります。

「ペーパーレスでの配布に関する同意」に同意します

郵送で書類を受け取る

戻る

送信